

令和4年度 第2回

岡山県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会

会議資料

日時：令和5年3月13日（月）

場所：おかやま西川原プラザ  
本館2階 第1会議室

## 目 次

◎協議・報告	(頁)
(1) 医療的ケア児等及びその家族に対する支援について	
①福祉型・医療型短期入所の医療的ケア児受入調査の実績について	… 1
②医療的ケア児及びその家族等に対する支援について	… 3
③リトルベビーハンドブックについて	… 6
④保育所等における医療的ケア児の状況について	… 7
⑤医療的ケア児に関するアンケート調査結果の報告について	…別冊
⑥医療的ケア児支援センターの運営状況について	… 8
(2) 地域における医療的ケア児等の支援について	
①岡山市の医療的ケア児等支援状況について	… 9
②倉敷市の医療的ケア児等支援状況について	… 10
◎その他	

### 参考資料

・岡山県自立支援協議会専門部会設置要領（令和4年5月10日施行）	… 11
・岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿	… 13
・令和4年度第1回岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会議事概要 (要旨)	… 14

# 福祉型短期入所調査・集計 (令和4年12月調査実施)

調査対象	岡山県内の福祉型短期入所104事業所（令和4年12月現在）		
回答数	53事業所（休止中2事業所）		

受入実績あり	8	15.1%
受入実績なし	45	84.9%

## ①令和3年度の短期入所受入実績

	事業所名	所在地	受け入れた医療的ケア児者			医療的ケアを行った児者		
			利用人数	利用日数	利用者の住所地	利用人数	利用日数	利用者の住所地
1 竜ノ口寮	岡山市	15人	262日	岡山市、津山市	1人	24日	岡山市	
2 おうちだ	岡山市			(令和4年4月1日指定)				
3 あしたば短期入所	倉敷市	1人	2日	倉敷市	1人	2日	倉敷市	
4 王慈療護園	倉敷市	3人	306日	岡山市、倉敷市	3人	306日	岡山市、倉敷市	
5 共生型看護小規模多機能ホーム 桃の鈴花	倉敷市	8人	99日	倉敷市	2人	55日	倉敷市	
6 障害者支援施設 こうのしま荘	笠岡市	25人	1,654日	笠岡市、井原市、総社市、浅口市、里庄町、矢掛町、福山市	5人	531日	笠岡市、浅口市、福山市	
7 ショートステイセレーノ総社	総社市	3人	115日	総社市	1人	80日	総社市	
8 輪家	赤磐市	11人	22日	岡山市、瀬戸内市、赤磐市	11人	22日	岡山市、瀬戸内市、赤磐市	
計		66人	2,460日		24人	1,020日		

## ②令和4年度（4月～10月）の短期入所受入実績

	事業所名	所在地	受け入れた医療的ケア児者			医療的ケアを行った児者		
			利用人数	利用日数	利用者の住所地	利用人数	利用日数	利用者の住所地
1 竜ノ口寮	岡山市	12人	275日	岡山市、倉敷市				
2 おうちだ	岡山市	35人	204日	岡山市、倉敷市、早島町	2人	8日	岡山市、倉敷市	
3 あしたば短期入所	倉敷市	1人	10日	倉敷市	1人	10日	倉敷市	
4 王慈療護園	倉敷市	2人	139日	岡山市、倉敷市	2人	139日	岡山市、倉敷市	
5 共生型看護小規模多機能ホーム 桃の鈴花	倉敷市	9人	98日	倉敷市、浅口市	4人	66日	倉敷市	
6 障害者支援施設 こうのしま荘	笠岡市	18人	1,158日	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町、福山市	5人	459日	笠岡市、浅口市、福山市	
7 ショートステイセレーノ総社	総社市	2人	47日	総社市	1人	32日	総社市	
8 輪家	赤磐市	16人	32日	岡山市、瀬戸内市、赤磐市	16人	32日	岡山市、瀬戸内市、赤磐市	
計		95人	1,963日		31人	746日		

# 医療型短期入所調査・集計 (令和4年12月調査実施)

調査対象	岡山県内の医療型短期入所19事業所（令和4年12月現在）	
回答数	11事業所（休止中1事業所）	

受入実績あり	9	81.8%
受入実績なし	2	18.2%

## ①令和3年度の短期入所受入実績

	事業所名	所在地	受け入れた医療的ケア児者			医療的ケアを行った児者		
			利用人数	利用日数	利用者の住所地	利用人数	利用日数	利用者の住所地
1	旭川児童院	岡山市	91人	1,132日	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市	88人	1,099日	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市
2	旭川療育園	岡山市	24人	273日	岡山市、倉敷市	22人	252日	岡山市、倉敷市
3	倉敷スイートホスピタル	倉敷市	8人	101日	岡山市、倉敷市	8人	101日	岡山市、倉敷市
4	サンサポートつやま	津山市	5人	163日	津山市、美作市、鏡野町	4人	129日	津山市、美作市
5	新見中央病院	新見市	1人	4日	新見市	1人	4日	新見市
6	総合病院落合病院	真庭市	2人	21日	新見市	2人	21日	新見市
7	医療法人三水会 田尻病院	美作市	4人	307日	美作市	2人	210日	美作市
8	短期入所事業所いるかの家	浅口市	4人	20日	倉敷市	4人	20日	倉敷市
9	独立行政法人国立病院機構 岡山南医療センター	早島町	59人	1,183日	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、新見市、浅口市、矢掛町	49人	1,049日	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、新見市、浅口市、矢掛町
	計		198人	3,204日		180人	2,885日	

## ②令和4年度（4月～10月）の短期入所受入実績

	事業所名	所在地	受け入れた医療的ケア児者			医療的ケアを行った児者		
			利用人数	利用日数	利用者の住所地	利用人数	利用日数	利用者の住所地
1	旭川児童院	岡山市	75人	795日	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、	72人	768日	岡山市、倉敷市、津山市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、
2	旭川療育園	岡山市	18人	226日	岡山市	16人	212日	岡山市
3	倉敷スイートホスピタル	倉敷市	10人	180日	岡山市、倉敷市	10人	180日	岡山市、倉敷市
4	サンサポートつやま	津山市	2人	27日	津山市、美作市	2人	27日	津山市、美作市
5	新見中央病院	新見市						
6	総合病院落合病院	真庭市	1人	6日	新見市	1人	6日	新見市
7	医療法人三水会 田尻病院	美作市	4人	162日	美作市	2人	110日	美作市
8	短期入所事業所いるかの家	浅口市	2人	9日	倉敷市	2人	9日	倉敷市
9	独立行政法人国立病院機構 岡山南医療センター	早島町	47人	806日	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、新見市、浅口市、矢掛町	37人	674日	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、新見市、浅口市、矢掛町
	計		159人	2,211日		142人	1,986日	

# 重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		保健福祉部障害福祉課、医薬安全課			
重点事業の名称		医療的ケア児及びその家族等に対する支援			
第3次 生き活き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略パッケージ	1 保健・医療・福祉充実プログラム			
	施 策	6 重点障害のある人の自立と社会参加の促進			
第2期 創生 戦 略	基本目標	4 地域の活力を維持する			
	対 策	4 地域の持続的発展のための活力の維持			
	政策パッケージ	4-② 地域社会の活性化			
終期設定(年度)	R7	予算区分	一般	事項名	障害者総合支援推進費、地域生活支援事業費 母子医療対策事業費
現状 課題 必要性	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な在宅の医療的ケア児等は、親を始めとした家族が主に支援を担っており、その負担は非常に大きい。(県内の医療的ケア児 : 322 人 R4.5)</li> <li>・医療的ケア児支援法 (R3.9 施行)に基づき、医療的ケア児及びその家族等に対する総合的な窓口として「岡山県医療的ケア児支援センター」を令和4年4月に設置し、各種相談や助言、情報提供等を開始した。</li> <li>・小児慢性特定疾病により入院し、長期療養中の患児等については、新型コロナウイルスの感染拡大による面会制限などによってさらに孤立が進み、将来への不安や悩みが増大している。また、学習の遅れによる心理面の不安定化など療養生活・学校生活全般についてきめ細かなサポートを必要としている。</li> </ul> <p><b>【課題・必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等を支援する家族の負担軽減を図るレスパイトサービス（短期入所）のニーズは高いが、受入れには専門的な知識・技術が必要で、利用希望に応じられない場合があることから、医療的ケア児及びその家族等が、短期入所を利用したいときに利用できる体制を整える必要がある。</li> <li>・利用者の声等を踏まえた岡山県医療的ケア児支援センターの機能充実と地域での支援の窓口となる医療的ケア児等コーディネーターの更なる資質向上を図る必要がある。</li> <li>・従来の相談体制は概ね保護者が利用していることから、小児慢性特定疾病により入院し、孤立や不安の高まっている子どもたちに寄り添い、相談対応や交流機会、学習支援を行うことで将来への不安を解消するとともに、治療への意欲を回復させ、将来への希望が持てるようきめ細かなサポートを行う必要がある。</li> </ul>				
	<p><b>1 医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業 《25,792 千円》</b></p> <p><b>(1) 短期入所サービス拡大促進事業 《15,078 千円》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児者や医療的ケアを必要とする児者を受け入れた短期入所サービス事業者に対し、利用実績に応じて補助を行う市町村を支援</li> <li>・補助対象者：市町村（岡山市を除く）・補 助 率：1／2</li> </ul> <p><b>(2) 短期入所事業所開設等支援事業 《6,000 千円》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等の緊急時の受け入れ対応の機能強化等を図る短期入所事業所に対し、施設改修（小規模に限る）に要する経費を補助</li> <li>・上 限 額：2,000 千円 ・補 助 率：1／2</li> </ul> <p><b>(3) 医療的ケア児等支援者養成事業 《3,802 千円》</b></p> <p><b>① 医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業 《1,556 千円》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所等で医療的ケア児等の支援を調整するコーディネーターを養成する法定研修を実施</li> </ul> <p><b>② 新規医療的ケア児等支援者の資質向上事業 《500 千円》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等コーディネーター養成研修（法定研修）修了者相互の連携やセンターとの連携強化を図るために専門研修や意見交換会を実施</li> </ul>				
事業内容					

事業内容	<p><b>③医療的ケア児等短期入所サービスケア実習事業 《275千円》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等の受入れを実施又は検討中の短期入所事業所の看護職員や介護職員を対象に、医療的ケア児等の受入れに必要な知識、技術の向上を図るために、実績の豊富な機関での実習を実施</li> </ul> <p><b>④医療的ケア児等短期入所サービス専門家派遣等事業 《246千円》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児等の受入れを実施又は検討中の短期入所事業所等の依頼に応じて医療的ケア児等に関する専門家を派遣し、職員研修や助言指導等を実施</li> </ul> <p><b>⑤障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業 《1,225千円》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引等研修の受講の際に必要となる代替職員の確保等に要する経費を補助</li> </ul> <p><b>(4)新規医療的ケア児支援センター機能強化事業 《912千円》(R5年度限り)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度に開設した同センターの機能強化を図るために、各種情報のワンストップ化等の仕組みを構築</li> </ul> <p><b>2 新規小児慢性特性疾病児童等自立支援事業 《3,371千円》</b></p> <p>悪性新生物、慢性心疾患などの小児慢性特定疾病により長期療養中の患児等に対して、支援員やボランティアが入院治療中から退院後まで継続的なサポートを実施する。</p>
	<b>【意図】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所事業所の財政的、人員的な負担を軽減することで、事業所の受入体制を強化する。</li> <li>・医療的ケア児及びその家族等に対する相談対応や情報提供の総合窓口である岡山県医療的ケア児支援センターの機能強化を図るとともに地域での支援の窓口となる医療的ケア児等コーディネーターの資質向上や連携を図る。</li> <li>・小児慢性特定疾病により長期療養中の患児等に対し、長期療養を経験した支援員やボランティアが患児等に寄り添った個別相談や交流イベントを実施するとともに、学習支援を行って学習空白を解消する。</li> </ul>
	<b>【効果】</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親をはじめとする支援者が利用したいときにサービスを利用できる環境が整うことにより、支援者の負担を軽減されるとともに、緊急時や災害時に一時の預かりを担うサービス機能を維持できる。</li> <li>・医療的ケア児やその家族等が抱える、医療、保健、福祉、教育、労働等多岐にわたる不安や困難の解決に向け、より適切な支援につながることができる。</li> <li>・同じ思いや経験をした支援員やボランティアがサポートを行うことにより不安や悩みを解消し、将来への希望や治療への意欲を向上させる。</li> </ul>

事業目標	事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等		現状値	目標値	差
	1	医療型短期入所利用者数		3,247日/年 (R2)	6,605日/年 (R7)	3,358日/年
事業費の見積もり 財源内訳	区分	R4 予算額	R5 予算要求額	R6 見込額	R7 見込額	R8 以降見込額
	事業費(単位:千円)	24,380	29,163	27,987	27,987	
	国庫	1,438	3,829	3,242	3,242	
	起債	0	0	0	0	
	その他特定財源	7,864	7,864	7,864	7,864	
	一般財源	15,078	17,470	16,881	16,881	

# 医療的ケア児等のトータルライフ支援体制の整備 (医療的ケア児等と家族の安心生活サポート事業)

- ・医療的ケア児等(重症心身障害児・者等を含む)とその家族が県内どこでも安心して生活できるよう、在宅で医療的ケア児等の子育てや介護を行う家族の負担軽減を図るため、短期入所の環境の整備・充実を図るとともに、障害福祉従事者の専門性向上を総合的に促進
- ・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(緊急時の受入れ・対応等)を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築
- ・新型コロナウイルス禍において、親をはじめとした支援者が陽性となり、医療的ケア児等が陰性だった場合に、在宅での支援が難しくなる。そうしたときに、医療的ケア児が短期入所サービスを利用することが必要。

## 短期入所サービス拡大促進事業

### ★県・市町村連携による 補助事業(ソフト事業)★

#### <短期入所の利用>

※医療型:1人1日の利用につき12,000円

<平成26~30年度の新規開設は18,000円(5年間)>

※福祉型:1人1日の利用につき

ア 重症心身障害児・者等の場合は5,000円  
イ 医療的ケア児・者の場合は7,000円  
ウ アかつイの場合は12,000円

#### <緊急時の受入れの場合>

※医療型・福祉型:1人1回の利用につき7,000円

#### ④利用実績に応じて助成

※医療的ケア児等の利用  
<1人当たり年間60日が限度>  
※障害者等の緊急時の受入れ  
<1人当たり年間6回が限度>

短期入所事業所(医療型)  
短期入所事業所(福祉型)

県

市町村

#### ⑤利用実績に応じて補助

※市町村助成額(左記基準額が上限)の1/2

※岡山市を除く。

#### ②事業実施の周知

#### ①実施事業者の承認

#### ③短期入所サービスを利用する

#### 利用者【拡充】

【対象拡大(H30.4.1~)】

① 医療型短期入所サービス費の対象者には該当しないが、たん吸引等の医療的ケアが必要な障害児・者を、  
福祉型短期入所事業所で受け入れた場合

・1人1日当たりの利用につき7,000円(年間60日が限度)  
(医療的ケアが必要な重症心身障害児等の場合は12,000円/日・人)

② 緊急時の受入れ(利用者又はその家族等からの要請に基づき、緊急に受け入れた場合)  
・1人1回当たりの緊急受入れにつき、調整に係る費用として7,000円(年間6回が限度)

※当該市町村に居住

## 短期入所事業所開設等支援事業

### ★県による補助事業(ハード事業)★

○障害者等の緊急時の受入れ対応の機能強化等を図る短期入所事業所(当該事業所を新たに設置しようとする者を含む)に対し、施設改修(小規模修繕に限る)に要する経費を補助。

※補助率1/2・上限額 2,000千円【H30~】

## 医療的ケア児等支援者養成事業

### ★医療的ケア児等を支援する 人材の養成や専門性向上★

①医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修等の実施

・看護職員等を対象とした専門機関でのケア実習、専門家の派遣、主治医等による助言指導

②医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター等を養成するための研修の実施【H29~】

③医療的ケア児等コーディネーターのフォローアップ研修の実施【R5~】

④障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業【H29~】

ア 障害者支援施設等の現任職員の喀痰吸引等研修受講(1号・2号研修に限る)に要する経費の補助

イ 上記研修受講期間における代替職員の確保に要する経費の補助(給料(賃金)、手当、社会保険料等)

ただし、代替職員が勤務する日数は現任障害福祉従事者を派遣する延日数の4倍を上限に補助

※補助率:10/10・アの上限:425千円(85千円/人)、イの上限額:800千円(200千円/月)

## 医療的ケア児支援センター機能強化事業

○医療的ケア児ガイドブックの作成【R5】・医ケア児の保護者向けのWebガイドブックを作成

## リトルベビーハンドブックについて

### 1 リトルベビーハンドブックとは

小さく生まれた赤ちゃんと家族のために、発達の遅れを考慮して平成30年に静岡県が作成した低出生体重児用の手帳の作成を機に、全国的に各県、市町等にて作成されている。母子健康手帳は、低出生体重児にとっては、発育曲線や成長の記録など、使用しにくいところがあるため、母子健康手帳のサブブックとして作成されている。

岡山県においても、R3年度から、作成を検討し今年度末には完成する予定。

【配布対象】小さく生まれた赤ちゃんを育てるご家族（希望する方）

【配 布 先】周産期母子医療センター、市町村など

※県HPにも掲載予定

#### 【内 容】

先輩ママからのメッセージ、先輩パパからのメッセージ、  
リトルベビーだった方からのメッセージ・応援メッセージ、  
出産後のママの気持ち、生まれた時の記録、NICU・GCUでの様子、  
退院時の記録、治療や療育の記録、  
赤ちゃんと家族の「初めて…」の記録、  
赤ちゃんの発育・発育曲線、赤ちゃんの成長・発達を「みつけた！」、  
育児の記録、退院後のフォローアップ、  
小さく生まれた赤ちゃんに起こりやすいこと、  
小さく生まれたお子さんによくある質問、災害時の備え、  
医療費等の助成について、リトルベビーに関する用語集、  
困ったときの相談先

（6歳まで記載可能）

### 2 低出生体重児への支援に関する最近の国の動き

- ・R3～4年度 低出生体重児用の成長曲線の更新を検討
- ・R4年2月 「健やか親子21」のホームページ（厚生労働省）をリニューアル
- ・R4年12月 母子健康手帳の省令様式改正公布
- ・R5年4月 改正省令施行  
多胎児、低出生体重児向けの成長曲線等の充実など多様性に配慮した情報提供を充実

## 保育所等における医療的ケア児の状況について

### 保育所・認定こども園

#### 保育対策総合支援事業費補助金（医療的ケア児保育支援事業）

##### ■令和3年度実績

<岡山市> 1施設、受入1人（喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理）

<津山市> 1施設、受入1人（午睡時の人工呼吸器装着）

##### ■令和4年度実績見込（市町村担当者から聴取）

<岡山市> 1施設、受入2人（①喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理  
②インスリンポンプ）

<津山市> 1施設、受入1人（午睡時の人工呼吸器装着）

### 【参考】

- ・赤磐市の1施設においても1人（胃ろう）受入れ。
- ・美作市（1施設）では、受入態勢を整えていたが、児童の体調や新型コロナウイルス感染拡大の影響により受入見送り。（1人（喀痰吸引））

##### ■令和5年度見込（市町村担当者から聴取）

<岡山市> 2施設、受入3人（①喀痰吸引、経管栄養、酸素吸入、人工呼吸器管理  
②インスリンポンプ、③インスリン注射）

<津山市> 1施設、受入1人（胃ろう、喀痰吸引）

<美作市> 1施設、受入1人（喀痰吸引）

<赤磐市> 1施設、受入1人（胃ろう）

### 放課後児童クラブ

#### 子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業（障害児受入強化推進事業））

##### ■令和3年度実績

<津山市> 1施設、受入1人（喀痰吸引）

##### ■令和4年度実績見込（市町村担当者から聴取）

<津山市> 1施設、受入1人（喀痰吸引）

##### ■令和5年度実績見込（市町村担当者から聴取）

<津山市> 1施設、受入1人（喀痰吸引）

## 岡山県医療的ケア児支援センター 相談支援状況

R4.4～R5.2 実績



### ■相談件数

種 別	件 数	実人数
電 話	102	59
メ ール	35	20
来 所	19	19
家庭訪問	47	23
連絡調整	18	—
計	221	121

### ■主な相談種別

福祉利用113件 保育教育29件 健康医療39件

### ■主な相談内容

- ・利用できる障害福祉サービスを教えてほしい。
- ・看護師配置をしている学校を教えてほしい。
- ・スクールバスに乗せてほしい。
- ・病院看護師から相談支援専門員の依頼
- ・市町村（喀痰吸引の研修）
- ・市町村（学校と訪看との連携）
- ・ユニバーサルシート設置のトイレ情報
- ・退院カンファレンス
- ・個別避難計画 など

# 岡山市の医療的ケア児等支援状況について

R5.2月

岡山市障害福祉課

## I. 岡山市内医療的ケア児の概況：医療的ケア児実人数：145人

(令和4年3月末 健康づくり課把握分)

## II. 協議の場の開催状況について

### (1) 岡山市医療的ケア児支援連絡会議

本庁内関係各課の連携や情報共有を目的とする課長会議。

### (2) 岡山市自立支援協議会医療的ケア児支援ワーキング会議

岡山市内関係機関の連携会議。本年度2回実施予定。

※岡山市障害者基幹相談支援センター（R3.6.1開所）

・医療的ケア児総合支援事業を委託実施。

・医療的ケア児コーディネーターを6人換算で配置。

(業務)自立支援協議会医療的ケア児支援WG開催、運営。

障害福祉の司令塔として、医療的ケア児の専門的な福祉の相談支援。

相談支援専門員・福祉サービス事業所への助言・指導、研修等の人材育成。

医療的ケア児とその家族の支援、関係機関連携、コーディネート支援等

## III. 医療的ケア児等コーディネーターについて

### (1) コーディネーター研修修了者数 65人

### (2) 配置人数：6人(障害者基幹相談支援センターに配置)

## IV. 医療的ケア児等の支援について

(障害福祉課)

① 岡山市障害者基幹相談支援センター委託設置。

② 訪問入浴サービス事業の対象を、学齢期→未就学児に拡大。(R4.4.1~)

③ 防災対策について、WGにて情報共有や連携するとともに、研修会を開催(基幹にて)。

(保育・幼児教育課) R2年4月～私立ひらたえがお保育園にて医療的ケア児受入れ開始。

(幼保運営課)

R5年4月～市立保育園・認定こども園・幼稚園における医療的ケア児受入開始。

〈対象者〉3歳児クラス以上を基本

〈医療的ケア実施内容〉経管栄養・導尿・インスリン注射・在宅酸素療法・喀痰吸引

〈医療的ケア実施者〉短時間の場合は、市が委託した訪問看護ステーションからの巡回支援とし、頻回なケアが必要な場合は看護支援員を配置予定。

〈事前相談〉申請前に幼保運営課に事前相談が必要。

## 倉敷市の医療的ケア児等支援状況について

倉敷市障がい福祉課

### ● 倉敷市内医療的ケア児の概況

医療的ケア児人数：69人 (R5. 1月時点) 福祉サービスを受けてる人數

※把握方法：保健所保健課

小児慢性特定疾病医療費、特定医療費（指定難病）の申請時のアンケート調査及び面接

### ● 協議の場

既存の協議会である「倉敷地区重症児・者の在宅医療を考える会」を医療的ケア児等支援の協議の場としている

構成機関：南岡山医療センター 倉敷成人病センター 川崎医科大学付属病院

つばさクリニック 倉敷中央病院

訪問看護事業所 支援学校 倉敷地域基幹相談支援センター

倉敷市保健所 倉敷市総合療育相談センターゆめぱる

倉敷市障がい福祉課

※機関は議題によって変更あり

※令和4年度世話人会実施

・令和4年7月11日（月）

議題：重症心身障害児（者）の災害時の支援について

### ● 重症心身障がい児を対象とする障害児通所支援の事業所を新たに指定…2事業所

### ● 医療的ケア児等コーディネーターの配置

配置人数：10人

（倉敷地域基幹相談支援センター、地域生活支援事業Ⅰ型における研修修了者）

### ● レスパイトサービス拡大促進事業

令和4年度予算：11,000,000円

令和5年度予算：13,000,000円

### ● 日中一時支援事業の改正（令和5年4月より）

医療的ケア児者の区分を設定

## 岡山県自立支援協議会専門部会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岡山県自立支援協議会設置要綱第7条の規定に基づき設置する岡山県自立支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (体制)

第2条 専門部会として、次の部会を設置する。

- (1) 人材育成部会
- (2) 就労支援部会
- (3) 医療的ケア児等支援部会
- (4) 強度行動障害支援部会

### (所掌事務)

第3条 専門部会の名称と主な協議・検討事項は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 人材育成部会

- ア 各種研修の企画、実施に関する事項
- イ 市町村の相談支援体制の状況把握、支援策に関する事項
- ウ 県相談支援アドバイザー等の活用に関する事項
- エ 相談支援従事者等の人材育成方策に関する事項

#### (2) 就労支援部会

- ア 就労支援体制の整備に関する事項
- イ 障害者就業・生活支援センターの取組に関する事項
- ウ 福祉的就労から一般就労への移行に関する事項
- エ 就労継続支援A型事業所の経営改善支援に関する事項
- オ 就労継続支援B型事業所の工賃向上に関する事項

#### (3) 医療的ケア児等支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

#### (4) 強度行動障害支援部会

- ア 関係機関相互の課題、情報の共有に関する事項
- イ 関係機関相互の連携の強化、支援策に関する事項

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長を1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理するものをあらかじめ指名しておくものとする。

(組織)

第5条 第2条各号に定める各専門部会は、委員25人以内で構成する。

- 2 部会に必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(会議等)

第6条 専門部会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会長は、部会に属さない者が当該部会に出席し、意見を述べることを申し出たときは、これを許可することができる。
- 3 専門部会は、第3条に掲げる事項について調査又は検討を行うこととし、その結果は、適時に岡山県自立支援協議会へ報告するものとする。

(作業部会)

第7条 部会での協議をより充実させるため、部会での協議により、作業部会を必要に応じて開催することができるものとする。

- 2 会長は、専門部会の協議・検討事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、障害福祉課において処理する。

附則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月14日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月10日から施行する。

岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員名簿

(任期:R4.6.1～R6.5.31)

令和4年6月19日現在

	氏名	職名	職名
1	井上 美智子	(独) 国立病院機構南岡山医療センター	医師
2	江田 純子	(一社) 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会 (公社) 岡山県看護協会 地域包括ケア推進室	会長
3	篠塚 雅子	(福) 旭川荘 旭川荘療育・医療センター 小児科	医長
4	津島 ひろ江	関西福祉大学	名誉教授
5	土肥 範勝	(一社) 岡山県歯科医師会	理事
6	永田 拓	岡山県相談支援専門員協会	会長
7	檜原 幸二	(公社) 岡山県医師会(旭川荘療育・医療センター)	理事
8	平松 裕史	特別支援学校校長会(岡山県立早島支援学校校長)	担当役員
9	宮木 悅子	岡山県重症心身障害児(者)を守る会	副会長
10	村下 志保子	岡山県医療的ケア児支援センター	所長
11	山浦 勝利	岡山県肢体不自由児者福祉協会	副会長
12	横山 裕司	岡山県小児科医会(岡山愛育クリニック小児科)	会長
13	鷺尾 洋介	日本小児科学会岡山支部(岡山大学小児科)	准教授
14	高原 重夫	岡山労働局職業安定部職業対策課	課長
15	小林 伸明	岡山県教育庁特別支援教育課	課長
16	室 貴由輝	岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室	室長
17	原田 昌樹	岡山県総務部総務学事課	課長
18	奥岩 健治	岡山県産業労働部労働雇用政策課	課長
19	近藤 宏明	岡山県保健福祉部医療推進課	課長
20	國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課	課長
21	松本 茂樹	岡山県保健福祉部医薬安全課	課長
22	金平 陽子	岡山県保健福祉部子ども未来課	課長
23	青木 弘明	岡山県保健福祉部子ども家庭課	課長
24	坂本 洋介	岡山県保健福祉部障害福祉課	課長

※委員：五十音順（県職員以外）

## 令和4年度第1回 岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会 議事概要（要旨）

- 1 日 時 令和4年9月30日（金）
- 2 場 所 ピュアリティまきび 3階たちばな
- 3 時 間 13:00~15:00
- 4 参加者 委員24名中22名出席、オブザーバーとして2市の担当者が出席  
※欠席2名：横山委員（岡山県小児科医会）、高原委員（岡山労働局）  
※オブザーバー：岡山市、倉敷市

### 5 協議・報告

#### （1）医療的ケア児及びその家族に対する支援等について

- ・ 県内の訪問看護事業所で小児専用で行っているところは少ないと思うが、訪問看護について、ニーズを把握しているのか。
- ・ 小児の訪問看護の実態について、訪問看護事業所にアンケートを行った。小児専門は少ないが、少しずつ職員、施設ともに増えている。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターがいない市町村もある。増やしていくことが必要だが、どのようにして全県下での配置を達成するのか。
- ・ 平成29年度から医療的ケア児等コーディネーター研修を実施しており、これまで約230人養成している。県としては地域における相談や関係機関との連携窓口として各市町村に配置をお願いしている。現在10市町村、28名を配置している。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの役割、位置付けがはっきりしない。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの役割については、これまでも県民局単位の市町村担当者会議等の場で説明している。位置付けや役割が分かりにくいという話は全国的に言えることであり、今年度、他県とともに配置方法や具体的な役割を示してほしい旨、国に要望している。
- ・ 医療的ケア児の全数把握の方法について、県で考えてほしい。

#### （2）医療的ケア児支援センターの運営状況について

- ・ 常時酸素が必要なわけではないので、通学バスに乗せてほしい、という相談事例には、なんとか対応していただきたい。なんとか、看護師を付けてほしい。
- ・ 看護師をバスに乗せる予算が問題であり、国に要望している。全国的には、岡山県だけでなく、できていない県が多く、岡山県では検討中だ。できるだけ親の帯同を少なくするようにはしているが、引き継ぎ時等にお願いすることがある。
- ・ 教員は努力している。看護師は命を預かるので不安がある。医療的ケア児をスクールバスに乗せることは、学校だけの対応では無理がある。
- ・ 他県では、病院と連携して、看護師を派遣してもらっている市もある。

#### （3）学校園及び保育所における医療的ケア児の状況について

- ・ 医療的ケア児も、支援学校から地域の学校へ行くように、大きく変わるものではないかと思う。いつ、本人や保護者が地域の学校を希望しても、対応できるように進めていくべきと思う。
- ・ 地域の学校から、これから就学しようとする医療的ケア児がいるという相談が増え

ている。どういった体制を取ったらよいか助言を行い、国の補助事業の活用の説明、指導医の派遣も行っている。地域で教育を受けるニーズが高まっているので、支援していきたい。可能な限り保護者の意向を尊重して、市町村教育委員会が対応していくようになっている。

- ・大学の教員養成課程の中に、医療的ケア児に関わる過程を入れてほしい。県の方から、大学の教育学部などに働きかけてほしい。
- ・先日、ある大学から医療的ケア児に関する資料提供の依頼があり、喜んで提供したところだ。
- ・看護師の実習にも、支援学校や地域の学校での医療的ケア児の対応を取り入れてほしい。
- ・できる範囲で地域で医療的ケア児が望むような生き方ができるように、みんなで支えてほしい。
- ・相談支援専門員が、医療的ケア児の入園入学時にどうやって支援していくかを考える際、初めてのことが多くて、とても大変だ。ノウハウが蓄積されていない。相談支援の現場に、よい事例を共有してほしい。
- ・医療的ケア児の対応について、要請があれば、地域の小中学校に、特別支援学校が助言を行う制度があるので、積極的に周知していきたい。
- ・保育所・認定子ども園の補助金については、医療的ケア児の受入体制整備計画を市町村で作成することが前提となっている。少しずつでも一歩前に進めてもらえればと思う。
- ・医療的ケア児を受け入れるのに、どうしたらよいかわからないとのことで、保育園に何回か行って指導した。訪問診療は自宅のみが対象なので、保育園に行くことでは診療報酬を受けられない。診療報酬を受けられるようにしてほしい。保育園での児童の様子を見たが、楽しそうにしている。ぜひ他の保育園でも、受入を検討してほしい。

### (3) その他

- ・災害時、医療的ケア児は、福祉避難所や防災やどかりなど利用することも考えられる。ぜひ災害時避難ガイドの周知を進めてほしい。
- ・県として、基本的には福祉避難所を進めており、そのために市町村で、個別避難計画に取り組んでいただいている。福祉の専門職と共に、危機管理の市町村担当職員向けの研修も実施して、適切な避難ができるよう働きかけている。
- ・倉敷市は、まずは地域の避難所に避難して、それから福祉避難所へ行くシステムになっている。岡山市は直接福祉避難所に行くようにしていて、その方がロスがなくてよい。制度はあるがまだ動いていないと聞いたが、岡山市に聞いて、倉敷市もそうしてほしい。
- ・学校と訪問看護事業所との連携はできるのか。
- ・訪問看護は生活の場ということで、原則、居宅にしか行けないが、学校に行ける場合が、入学時、転校時、市町村・指定相談事業所の求めがあった時等、少し幅が広がっている。
- ・岡山市の保育園・幼稚園の担当課から訪問看護の相談を受けており、来年、医療的ケア児を保育園で受け入れるに当たって、訪問看護師をどのように活用するか、コスト面や、どう支援できるか、話をしているところだ。

